

【登録対象者】

Q 1 食品関連 5 業態以外の事業者は、対象ですか。

A 1 基本的に、県内において食品 5 業態（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、宿泊業、飲食業）を営む事業所がある事業者を対象としています。

Q 2 個人事業主や、法人格を持たない任意団体は、対象ですか。

A 2 個人事業主や、法人格を持たない団体であっても、食品 5 業態を営む事業者又はそれを含む団体であれば対象です。

Q 3 本社が県外にある事業者ですが、県内に事業所があります。

事業所名で登録申請できますか。

A 3 県内事業所名で登録申請が可能です。

なお、県外にある本社名で複数事業所をまとめて一括で申請する場合は、事業者名で申請できますが、登録対象は県内の事業所のみです。

Q 4 店舗単位で宣言し、それを登録できますか。

A 4 取組が店舗ごとに違う場合には、店舗単位で申請することも可能です。

また、事業者として複数店舗分をまとめて申請する場合には、一覧表を添付して申請することができます。

Q 5 本社と支店が、取組内容が違う宣言をしたいので、それぞれ申請できますか。

A 5 申請できます。

【宣言内容】

Q 6 現在実施中の取組は無いが、今後、新たに取り組むので宣言申請できますか。

A 6 申請できます。宣言と県への登録をきっかけに取り組んでください。

Q 7 既に実施したが、今後取り組む予定がない取組は宣言できますか。

A 7 今後全く実施する予定がない取組については、宣言内容としないでください。

Q 8 県外の事業所での取組は宣言できますか。

A 8 県内の事業所で行う、県内の事業所でフードロスが削減される取組としてください。

Q 9 数値目標は必ず記載しないといけませんか。

A 9 可能ならば記載してください。

<例>取組の実施によるフードロス削減量、フードドライブ実施回数 など

Q10 宣言に、代表者の職名や氏名の記載は必須ですか。

A10 事業者名のための記載でもかまいません。

【ホームページ】

Q11 宣言した取組内容をホームページに掲載することは必須ですか。

A11 他の事業者への普及や、消費者の意識啓発も期待しているため、可能な限り、事業者自らのホームページに掲載し、広報してください。

県のホームページには、①宣言書 PDF、②事業者自らのホームページへのリンクを掲載します。

Q12 自社のホームページに食品ロスの削減だけでなく自社の環境保全の取組をまとめた既存のページがあります。この場合、新規でページを作成する必要はありますか。

A12 宣言した取組内容が全て掲載されているのであれば、自社の既存のページでかまいません。

Q13 自社のホームページがありませんが、宣言を登録できますか。

A13 登録できます。この場合、県のホームページに宣言書を掲載します。

Q14 他者のホームページにおいて、SDG s 宣言を掲載しています。

これを宣言内容として県ホームページからのリンク先にできますか。

A14 県ホームページから事業者の宣言へのリンク先については、原則として、宣言した事業者のホームページとします。

SDG s 宣言など、宣言の名称は他のものでもかまいませんが、フードロスの削減に1つ以上取り組むことを事業者名で宣言している必要があります。

Q15 自社の SNS アカウント（Facebook や X 等）に宣言を掲載できますか。

また、それを県からのリンク先にできますか。

A15 自社の SNS に宣言を掲載しても構いません。県への事前連絡は不要です。

ただし、閲覧者が限定された一過性の情報となるため、SNS に掲載した宣言については、県ホームページからのリンク先にはできません。

【登録】

Q16 申請から登録までの所要期間は。

A16 1 か月を目安としてください。1 か月を超えて県のホームページに宣言が掲載されない、県から連絡が来ない等の場合には、申請が受理されていない等が考えられますので、お手数ですが県へお問合せください。

Q17 登録の有効期間は。

A17 ありません。登録内容の変更や解消については、県に様式を提出してください。

【ロゴマーク・ステッカー】

Q18 ステッカーの交付枚数は。

A18 登録した事業所数を上限とします。

パートナーであれば、県のホームページ上から画像データをダウンロードして、フードロス削減の取組に利用できますので、適宜印刷して店舗等に掲出してください。

Q19 ステッカーを店舗に掲出できません。

A19 登録申請時にステッカーの受領を「希望しない」としてください。

Q20 ロゴマークやステッカーのデザインを、商品やその包装物に印刷しても良いですか。

A20 パートナーがフードロス削減の取組として使うのであれば、商品等への掲載も可能です。ただし、フードロス削減の取組でないと県が判断した場合には、使用を禁止します。判断に迷う場合には、県へお問合せください。

【協力事項】

Q21 県が実施するフードロス削減のための取組への協力とは。

A21 県が作成したポスター等の広報資材の掲示による消費者への啓発、県主催のフードロス削減を目的としたキャンペーンへの参加、調査への回答、取材への対応などに御協力ください。